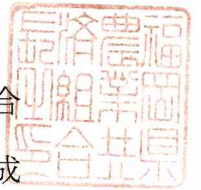


7 福農共公告 第 7 号
令和 7 年 9 月 25 日

公 告

令和 8 年産 農作物(麦) 共済に適用する 1 キログラム当たり共済金額の範囲について、事業規程第 38 条第 2 項の規定に基づき公告する。

福岡県農業共済組合
組合長理事 大熊 茂成



地域	福岡県
区分	1 キログラム当たり 共済金額の範囲
1 類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 170 円 148 円 127 円 105 円 83 円 62 円 40 円 30 円 20 円 うち免税対象農業者に係るもの 177 円 154 円 131 円 109 円 86 円 63 円 40 円 30 円 20 円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131 円 116 円 101 円 86 円 70 円 55 円 40 円 30 円 20 円 うち免税対象農業者に係るもの 138 円 122 円 105 円 89 円 73 円 56 円 40 円 30 円 20 円 種子麦 232 円 209 円 186 円 162 円 139 円 116 円 93 円 70 円 46 円 対象麦及び種子麦以外の麦 40 円 30 円 20 円
2 類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 188 円 166 円 145 円 123 円 101 円 80 円 58 円 44 円 29 円 うち免税対象農業者に係るもの 195 円 172 円 149 円 127 円 104 円 81 円 58 円 44 円 29 円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 139 円 126 円 112 円 99 円 85 円 72 円 58 円 44 円 29 円 うち免税対象農業者に係るもの 145 円 131 円 116 円 102 円 87 円 73 円 58 円 44 円 29 円 種子麦 268 円 241 円 214 円 188 円 161 円 134 円 107 円 80 円 54 円 対象麦及び種子麦以外の麦 58 円 44 円 29 円
3 類	パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 170 円 148 円 127 円 105 円 83 円 62 円 40 円 30 円 20 円 うち免税対象農業者に係るもの 177 円 154 円 131 円 109 円 86 円 63 円 40 円 30 円 20 円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（秋まき） うち課税対象農業者に係るもの 131 円 116 円 101 円 86 円 70 円 55 円 40 円 30 円 20 円 うち免税対象農業者に係るもの 138 円 122 円 105 円 89 円 73 円 56 円 40 円 30 円 20 円 種子麦（秋まき） 232 円 209 円 186 円 162 円 139 円 116 円 93 円 70 円 46 円 対象麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 40 円 30 円 20 円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 188 円 166 円 145 円 123 円 101 円 80 円 58 円 44 円 29 円 うち免税対象農業者に係るもの 195 円 172 円 149 円 127 円 104 円 81 円 58 円 44 円 29 円 パン又は中華麺の用に供することを目的とする対象麦以外の対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 139 円 126 円 112 円 99 円 85 円 72 円 58 円 44 円 29 円 うち免税対象農業者に係るもの 145 円 131 円 116 円 102 円 87 円 73 円 58 円 44 円 29 円 種子麦（春まき） 268 円 241 円 214 円 188 円 161 円 134 円 107 円 80 円 54 円 対象麦及び種子麦以外の麦（春まき） 58 円 44 円 29 円
4 類	
5 類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 131 円 112 円 92 円 73 円 54 円 34 円 15 円 11 円 8 円 うち免税対象農業者に係るもの 138 円 118 円 97 円 77 円 56 円 36 円 15 円 11 円 8 円 ビール麦 134 円 121 円 107 円 94 円 80 円 67 円 54 円 40 円 27 円 種子麦 250 円 225 円 200 円 175 円 150 円 125 円 100 円 75 円 50 円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15 円 11 円 8 円

6類	対象麦 うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 68円 50円 33円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 71円 52円 34円 15円 11円 8円 ビール麦 137円 123円 110円 96円 82円 69円 55円 41円 27円 種子麦 206円 185円 165円 144円 124円 103円 82円 62円 41円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円
7類	対象麦（秋まき）
8類	うち課税対象農業者に係るもの 131円 112円 92円 73円 54円 34円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 138円 118円 97円 77円 56円 36円 15円 11円 8円 ビール麦（秋まき） 134円 121円 107円 94円 80円 67円 54円 40円 27円 種子麦（秋まき） 250円 225円 200円 175円 150円 125円 100円 75円 50円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（秋まき） 15円 11円 8円 対象麦（春まき） うち課税対象農業者に係るもの 120円 103円 85円 68円 50円 33円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 127円 108円 90円 71円 52円 34円 15円 11円 8円 ビール麦（春まき） 137円 123円 110円 96円 82円 69円 55円 41円 27円 種子麦（春まき） 206円 185円 165円 144円 124円 103円 82円 62円 41円 対象麦、ビール麦及び種子麦以外の麦（春まき） 15円 11円 8円
9類	対象麦
10類	うち課税対象農業者に係るもの
11類	87円 75円 63円 51円 39円 27円 15円 11円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 93円 80円 67円 54円 41円 28円 15円 11円 8円 種子麦 198円 178円 158円 139円 119円 99円 79円 59円 40円 対象麦及び種子麦以外の麦 15円 11円 8円
12類	対象麦
13類	うち課税対象農業者に係るもの
14類	163円 139円 114円 90円 65円 41円 16円 12円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 172円 146円 120円 94円 68円 42円 16円 12円 8円 種子麦 303円 273円 242円 212円 182円 152円 121円 91円 61円 対象麦及び種子麦以外の麦 16円 12円 8円
16類	対象麦（裸麦） うち課税対象農業者に係るもの 141円 120円 99円 79円 58円 37円 16円 12円 8円 うち免税対象農業者に係るもの 150円 128円 105円 83円 61円 38円 16円 12円 8円 種子麦（裸麦） 215円 194円 172円 151円 129円 108円 86円 65円 43円 対象麦及び種子麦以外の麦（裸麦） 16円 12円 8円

備考：

- この表において「区分」とは、農業保険法（昭和22年法律第185号）第136条第1項の農林水産大臣が定める区分をいう。
- この表において「対象麦」とは、対象農業者（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第2号の交付金の交付の申請をする者であって、法第2条第4項各号に掲げる要件に該当するものをいう。以下同じ。）が耕作の業務を営む耕地に係る麦をいう。
- この表において「課税対象農業者」とは、対象農業者のうち、免税対象農業者以外のものをいう。
- この表において「免税対象農業者」とは、対象農業者のうち、法第3条第5項の規定に基づき農林水産大臣が定める数量単価について、免税事業者に対するものの適用を受け法第3条第1項第2号の交付金が交付されるものをいう。
- この表において「種子麦」とは、種子の用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。
- この表において「ビール麦」とは、ビールの用に供することを目的とする麦の耕作を行う耕地に係る麦をいう。